

11月21日記者懇談会

テーマ：11月24日からの日本弁理士会からの訪中団の派遣について

11月24日北京で日本弁理士会と中華商標協会（中国国家工商行政管理総局の外郭団体）とが相互交流と模造品防止活動協力で覚書締結
北京で11月25日・26日模造品防止問題および関連問題について専門家検討会を行う。

2002年11月21日

日本弁理士会

1. 発表者

日本弁理士会会长 笹島 富二雄
日本弁理士会と中華商標協会との覚書締結の意義について
日本弁理士会副会長 伊藤 高英
日本弁理士会と中華商標協会との覚書締結の経緯について
産業競争力推進委員会委員長 佐藤辰彦
北京における模造品防止等に関する日中の専門家検討会の内容と意義

2. 概要

（1）日本弁理士会と中華商標協会との覚書締結について

中国の国家機関に指導される中国商標専門家民間団体と日本弁理士会とが模造品防止活動で協力する合意が日中間ではじめて成立する。

中華商標協会は中国有名商標企業を組織しており、模造品問題になやむ日本企業と中国企業同士の連携や日本企業の中国における模造品問題に対する中国商標協会の支援が期待される。

日中間の商標制度には多くの違いがあり、両国の民間商標専門家が両国の制度を研究し、制度改善に協力することは両国における商標制度の発展に寄与することが期待される。

中華商標協会は中国国家工商行政管理総局の外郭団体で、中国有名商標企業・商標代理人。弁護士・裁判官等の商標専門家を組織する中国唯一の民間団体。

中国工商行政管理総局は中国市場を管理する政府中央機関であり、その下部地方機関は模造品取締りの機関として活動している。

中華商標協会は工商行政管理総局の指導の下、中国市場における商標の適正な使用を指導・教育し消費者の保護を図る目的で組織されている。

（2）経緯

本年度、日本弁理士会は日本企業の海外企業活動を知的財産権の保護活動を通じて支援するため産業競争力推進委員会を発足させた。

委員会の活動計画中、すでに行われている政府間協議や企業の個別的活動以外に、海外、戸对中国で活動する民間知的財産専門家団体との模造品問題についての連携強化を進めてきた。

日本弁理士会は中国の民間知的財産専門家団体である中華専利(特許)代理人協会との交流はあったが中国の民間商標専門家団体(中華商標協会)とは交流がなかった。

日本弁理士会と中華商標協会の代表による今年7月の北京での協議・9月の東京の協議で11月24日北京での覚書締結の合意に達した。

（3）模造品問題および関連問題についての交流会及び専門家検討会

日本と中国両国の知的財産権制度は似ているようで多くの違いがあり、この点を踏まえた模造品対策が必要。

中国の知的財産権制度がいまだ十分に確立されておらず、特に権利保護の運用において混乱がある。

今回日中の意匠・商標専門家の検討会を通じてこれらの問題点を明確にし、中国における意匠・商標の保護強化に資する。

中国有名商標企業も中国で日本企業と同様に模造品問題に悩んでおり、彼らと連携するため交流会をおこなう。

（4）全体交流会・専門家検討会の開催内容

全体交流会

講演

北京市高級裁判所知的財産庁副庭長 程 永 順 判事

「中国における意匠特許の権利判断について」

発表

中国有名商標企業による偽造品防止の体験紹介

専門家検討会

第1組 中国における商標類似判断について

第2組 中国における意匠類似判断について

第3組 偽造品防止について

中華商標協会の概要

1. 設立 1994 年
2. 中国国家工商行政管理総局の指導下にある民間商標専門家団体
3. 会員の構成は中国商標有名企業・商標代理機構（商標代理事務所・地方商標協会）・弁護士・裁判官・大学教授等の個人商標専門家からなり、会員数は約 400 で、そのうち商標代理機構 49、地方商標協会 10・個人会員 52 等を含む。
4. 設立目的は会員企業の商標権およびその利益を擁護し、会員企業の商標の周知化を援助し、消費者の商標に関する認識を向上させ、商品並びにサービスの向上を図ることにより経済の発展に寄与することにある。
5. 個人商標専門家として次の会員を擁する。
鄭 成 思 教授（中国科学院知的財産権研究センター主任）
程 永 順 判事（北京高級人民法院知的財産権廷副廷長）
劉 春 田 教授（中国人民大学教授・中華商標協会副秘書長）
陳 美 章 教授（北京大学知的財産権教学研究センター主任）
6. 中国有名商標企業として次の企業が会員としてあげられる。
中国糧油食品輸出入会社 中国機械設備輸出入会社 中国国際旅行社
中国同仁堂集団会社 海爾(ハイアール)集団会社 青島ビール株式会社
椰樹集団有限会社 中国貴州茅台酒 四川宜賓五糧液集団会社
7. 活動内容は、中国政府の商標法及び関連法規並びに政策を普及し、会員企業の商標の著名化を通じて会員企業に商標戦略を指導し、法的な指導を通じて会員企業の権利と利益を擁護し、国家工商行政管理局および司法当局に商標権侵害の証拠を提供し、国内外の商標情報の普及活動を通じて最新理論及び成功例を普及し、企業の商標活動を指導し、中国における商標問題を研究調査し、政府機関に提言をし、政府・N G O・企業の求める社会的活動を行い、商標に関する国際的な意見交換を行い、商標に関する出版及び刊行を行うとされている。
8. 國際的活動としては、W I P O , 國際商標協会 (I N T A) 日本商標協会 , ユニオン・ド・ファブリカン、タイ知的財産協会などと交流があり、各協会と合同セミナー や会合を持った経験がある。